

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る対策チーム設置要綱（案）**（設 置）**

第 1 日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所の全設備休止決定に伴い、「日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る合同緊急対策本部」（以下「合同緊急対策本部」という。）の方針を踏まえ、呉市内の各関係機関と密接かつ迅速に対応するため、本市において「日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る呉市対策チーム」（以下「対策チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 対策チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 合同緊急対策本部との情報共有その他協働による対策の検討
- (2) 本市経済や雇用への影響等に関する情報収集
- (3) 本市経済や雇用への影響等に関する課題の整理及び調整
- (4) その他、呉製鉄所等との連絡調整や合同緊急対策本部の準備など必要と認められる事項

（組 織）

第 3 対策チームは、幹事長及びメンバーで構成するものとし、呉市にあたっては次に掲げる職にある者を、国、関係団体等にあたってはその長が指名する職員等をもって充てる。

- (1) 幹事長
産業部長
- (2) メンバー
国・関係団体等：ハローワーク呉，呉商工会議所，呉広域商工会，広島県中小企業家同友会呉支部，日本政策金融公庫呉支店，呉信用金庫本店，広島銀行呉支店，もみじ銀行呉営業部
呉市：総務部長，企画部長，財務部長，財務部参事，上下水道局経営総務部長（必要に応じて，その他関係部の部長等を招集）

（会 議）

第 4 対策チームの会議は、幹事長が招集し、主宰する。

2 呉市長及び両副市長は、合同緊急対策本部の協議を踏まえ、必要に応じて対策チームの会議に出席する。

（事務局）

第 5 対策チームに関する事務は、呉市産業部商工振興課において処理する。

（その他）

第 6 この要綱に定めるもののほか、対策チームの運営に関して必要な事項は、幹事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から実施する。